

平成25年第4回市議会定例会において可決された意見書

乳幼児医療費・重度心身障害者医療費等助成の現物給付方式の実施を求める意見書

平25.12.20 第4回定例会で可決
提 出 先 鹿児島県知事

現在、鹿児島県は、乳幼児医療費・重度心身障害者医療費等の助成を行っていますが、いずれも病院の窓口で医療費を一旦支払い、2～3カ月後に助成分が戻ってくる「償還払い方式」となっているため、保護者等の病院窓口での負担が軽減されていない現状にあります。

子育て世帯や重度の障がい者を取り巻く環境は厳しいものがあり、鹿児島県市長会からも乳幼児医療費の「現物給付方式」などの導入が県に要望されています。

よって、県におかれては、いつでも安心して必要な医療を受けられるようにする施策が求められていることから、県の事業である乳幼児医療費・重度心身障害者医療費等の医療費助成事業において「現物給付方式」を実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。